

寒河江市行政組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

### 寒河江市規則第3号

#### 寒河江市行政組織及び事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

寒河江市行政組織及び事務分掌に関する規則（平成18年市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「企画創成課」を「企画戦略課」に改め、同項第15号を同項第16号とし、同項第14号中「子ども支援係」を「こども支援係、こども家庭相談係」に改め、同号を同項第15号とし、同項中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、同項第10号中「商工振興係、労政対策係」を「商工労政係」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「総務計画係」を「建設総務係」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) みらい協働課 まちづくり推進係、地域活性化支援係

第4条第2号中「企画創成課」を「企画戦略課」に改め、同号ア中（ウ）から

(オ) までを削り、(カ) を (ウ) とし、(キ) を (エ) とし、(ク) を削り、(ケ) を (オ) とし、(コ) を (カ) とし、(サ) を (キ) とし、(シ) を (ク) とし、(ス) を (ケ) とし、(セ) を (コ) とし、同条第 15 号を同条第 16 号とし、同条第 14 号中「子ども支援係」を「こども支援係」に改め、同号ア (オ) を次のように改める。

(オ) 屋内型児童遊戯施設に関すること。

第 4 条第 14 号ア中 (カ) を削り、(キ) を (カ) とし、(ク) を (キ) とし、同号ウ (エ) 中「婦人相談」を「女性相談」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ (ウ) を次のように改める。

(ウ) 特定妊婦に関すること。

第 4 条第 14 号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ こども家庭相談係

(ア) 要保護・要支援児童に関すること。

(イ) 児童虐待防止に関すること。

(ウ) 家庭児童相談に関すること。

第 4 条第 14 号を同条第 15 号とし、同条第 13 号ア (エ) 中「精神福祉」を「精神保健」に改め、同号アに次のように加える。

(タ) 寒河江西村山地域医療体制に関すること。

第 4 条第 13 号イを次のように改める。

イ 生き生き高齢係

(ア) 地域包括ケアシステムの推進に関すること。

(イ) 地域包括支援センターの運営管理に関すること。

(ウ) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の措置に関すること。

(エ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関すること。

(オ) 認知症総合支援事業に関すること。

- (カ) 在宅医療・介護連携推進事業に関する事。
- (キ) 生活支援体制整備事業に関する事。
- (ク) 高齢者の権利擁護に関する事。

第4条第13号ウ(オ)中「介護保険事業所」を「介護保険事業所及び社会福祉法人」に改め、同号ウ中(キ)を(サ)とし、(カ)の次に次のように加える。

- (キ) 高齢者福祉事業に関する事。
- (ク) 高齢者の生活支援及び敬老事業に関する事。
- (ケ) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事。
- (コ) 老人福祉センターに関する事。

第4条第13号を同条第14号とし、同条第12号ア中(コ)を削り、(サ)を(コ)とし、同号を同条第13号とし、同条第11号を同条第12号とし、同条第10号中「商工振興係」を「商工労政係」に改め、同号ア中(オ)を(コ)とし、(エ)の次に次のように加える。

- (オ) 職業能力開発に関する事。
- (カ) 雇用対策に関する事。
- (キ) 勤労者福祉に関する事。
- (ク) 技能者養成に関する事。
- (ケ) 技術交流プラザに関する事。

第4条第10号中イを削り、ウをイとし、同号を同条第11号とし、同条第9号ウ(キ)を削り、同号ウ(ク)を同号ウ(キ)とし、同号ウ(ケ)を同号ウ(ク)とし、同号ウ(コ)を同号ウ(ケ)とし、同号を同条第10号とし、同条第8号中「総務計画係」を「建設総務係」に改め、同号ア中(ア)を削り、(イ)を(ア)とし、(ウ)を(イ)とし、(エ)を(ウ)とし、(オ)を(エ)とし、(カ)を(オ)とし、(キ)を(カ)とし、同号ウに次のように加える。

- (ク) 法定外公共物に関する事。

第4条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同条第6号ア（イ）を削り、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とし、同号ア（エ）を同号ア（ウ）とし、同号ア（オ）を同号ア（エ）とし、同号ア（カ）を同号ア（オ）とし、同号ア（キ）を同号ア（カ）とし、同号ア（ク）を同号ア（キ）とし、同号ア（ケ）を同号ア（ク）とし、同号ア（コ）を同号ア（ケ）とし、同号ア（サ）を同号ア（コ）とし、同号ア（シ）を同号ア（サ）とし、同号ア（ス）を同号ア（シ）とし、同号イ（ケ）中「出産育児一時金及び葬祭費」を「葬祭費」に改め、同号ウ（ウ）を削り、同号ウ（エ）を同号ウ（ウ）とし、同号ウ（オ）を同号ウ（エ）とし、同号ウ（カ）を同号ウ（オ）とし、同号ウ（キ）を同号ウ（カ）とし、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) みらい協働課

ア まちづくり推進係

- (ア) 都市計画及び立地適正化計画に関すること。
- (イ) 土地利用に関すること。
- (ウ) 課内の庶務に関すること。

イ 地域活性化支援係

- (ア) 地域づくりの支援に関すること。
- (イ) 移住・定住の推進に関すること。
- (ウ) コミュニティセンターに関すること。

第7条第2項中「及び室長補佐」を「、室長補佐及び副主幹」に、「又は室長」を「室長又は主幹」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(寒河江市広報委員会規則の一部改正)

- 2 寒河江市広報委員会規則（昭和33年市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画創成課」を「企画戦略課」に改める。

(寒河江市振興審議会運営規則の一部改正)

- 3 寒河江市振興審議会運営規則（昭和42年市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「企画創成課」を「企画戦略課」に改める。

第11条第2項中「企画創成課長」を「企画戦略課長」に改める。